

徳島県規則第四号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成二十七年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第二十項を削る。

第四条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第三条第二十項を削る改正規定は、公布の日から施行する。